

(案)
造林事業請負契約書

- 1 事業名 8年度渡島署【森地区その3】保全整備造林外第6号
- 2 事業場所 渡島森林管理署 1105林班 い小班外
- 3 事業量 下刈 50.23 ha
分収育林周囲刈払 1.960 km
境界歩道修理(刈払) 2.259 km
作業道修理(刈払) 25.141 km
野鼠防除 8.71 ha
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から令和8年11月30日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額
金 円也)
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、甲が确实と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
	前金払	分の 以内
	中間前金払	第35条第3項
○×	部分払	回以内
	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあたっては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定 場所	引渡予定月日

8 特約事項

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している国有林野事業造林事業請負契約約款（本事業の契約日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 北海道二海郡八雲町出雲町13-4
氏名 分任支出負担行為担当官
渡島森林管理署長 印

請負者 住所
氏名 印

特記仕様書

1、下刈について

事業内訳書の備考欄に「新仕様」と記載のある記番は、軽労化等を目的とした従来とは異なる仕様のため、現地における刈幅の位置等の具体的な作業方法について、監督職員と打ち合わせのうえ実行すること。

2、熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

(1) 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

(2) 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

①真夏日：日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

②事業期間：事業着手日から事業終了日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む事業では夏季休暇分として3日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。

③真夏日率：事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}$$

(3) 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

(4) 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

(5) 請負者は、事業完了届の提出前にあらかじめ監督職員へ計測結果の資料を提出する。

あわせて、事業終了の見込み日を提示して発注者と協議を行い、事業終了のみなし日を設定する。

なお、当試行に取り組んでいた場合で、例えば「真夏日」が「0 日」だったなど、計測結果の提出がなかった場合は請負金額の変更は行わない。

(6) 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$$
 ※補正係数は 1.2 とする。

(7) 当試行による変更契約は最終変更契約で行うことから事業の進捗に留意すること。

3、安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

- (1) 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
- (2) 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
- (3) 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
- (4) 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に扱うものとする。
 - ①衛星携帯電話事業者名
 - ②衛星携帯電話サービス名
 - ③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - ④利用料金
 - ⑤利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）
 - ⑥本事業以外の事業への供用の有無
他事業名（署名・物件名）
- (5) 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
- (6) 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。合わせて、事業終了の見込み日を提示して発注者と協議を行い、事業終了のみなし日を決めるものとする。
- (7) 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
- (8) 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。
- (9) 当試行による変更契約は最終変更契約で行うことから事業の進捗に留意すること。

事業内 記 書

下刈

8年度渡島署【森地区その3】保全整備造林第6号

担当区	林小班	作業種別 (細分)	樹種	面積 (ha)		作業仕様						作業期間年月日		備考	
				区域	実行	刈払方法	刈幅 (m)	残幅 (m)	周囲刈 (m)	連絡路 (m)	孔状面数	から	まで		
森	1105 い	人工林 下刈1回刈	トドマツ	0.64	0.27	全刈						1	契約日の翌日	R8.9.30	
森	1112 い	人工林 下刈1回刈	トドマツ	3.20	1.32	全刈						4	契約日の翌日	R8.9.30	
森	1112 ろ	人工林 下刈1回刈	カラマツ	4.00	1.84	筋刈	1.4	0.6	1.5			6	契約日の翌日	R8.9.30	新仕様
森	1112 ほ	人工林 下刈1回刈	トドマツ	0.20	0.07	全刈						1	契約日の翌日	R8.9.30	
森	1118 か	人工林 下刈1回刈	カラマツ	9.40	2.99	筋刈	3.0	3.0	1.5			11	契約日の翌日	R8.9.30	
		人工林 下刈1回刈 計		17.44	6.49										
		森 計		17.44	6.49										
駒ヶ岳	1155 む	人工林 下刈1回刈	トドマツ	0.54	0.54	筋刈	5.0	5.0	1.5				契約日の翌日	R8.9.30	
駒ヶ岳	1155 る	人工林 下刈1回刈	トドマツ	0.11	0.11	筋刈	5.0	5.0	1.5				契約日の翌日	R8.9.30	
駒ヶ岳	1195 い	人工林 下刈1回刈	トドマツ	3.00	0.83	筋刈	5.0	5.0	1.5				契約日の翌日	R8.9.30	
駒ヶ岳	1195 ろ	人工林 下刈1回刈	トドマツ	2.76	1.01	筋刈	5.0	5.0	1.5				契約日の翌日	R8.9.30	
		人工林 下刈1回刈 計		6.41	2.49										
		駒ヶ岳 計		6.41	2.49										
七飯	2092 そ	人工林 下刈1回刈	トドマツ	4.00	1.42	全刈							契約日の翌日	R8.9.30	
七飯	2098 に	人工林 下刈1回刈	トドマツ	2.14	0.73	全刈							契約日の翌日	R8.9.30	
七飯	2098 り	人工林 下刈1回刈	トドマツ	1.90	0.54	全刈							契約日の翌日	R8.9.30	
七飯	2098 わ	人工林 下刈1回刈	トドマツ	1.10	0.44	全刈							契約日の翌日	R8.9.30	
七飯	2098 か	人工林 下刈1回刈	トドマツ	1.20	0.51	全刈							契約日の翌日	R8.9.30	
七飯	2098 よ	人工林 下刈1回刈	トドマツ	3.60	1.61	全刈							契約日の翌日	R8.9.30	
七飯	2098 な	人工林 下刈1回刈	トドマツ	0.85	0.40	全刈							契約日の翌日	R8.9.30	
七飯	2098 ら	人工林 下刈1回刈	トドマツ	0.80	0.25	全刈							契約日の翌日	R8.9.30	
七飯	2105 む	人工林 下刈1回刈	トドマツ	4.97	4.97	筋刈	3.0	7.0	1.5				契約日の翌日	R8.9.30	新仕様
七飯	2106 ろ1	人工林 下刈1回刈	トドマツ	3.13	3.13	全刈							契約日の翌日	R8.9.30	
七飯	2107 ろ2	人工林 下刈1回刈	トドマツ	1.98	1.98	全刈							契約日の翌日	R8.9.30	
七飯	2112 は	人工林 下刈1回刈	トドマツ	3.06	3.06	全刈							契約日の翌日	R8.9.30	
七飯	2125 い	人工林 下刈1回刈	トドマツ	3.86	1.60	筋刈	4.0	4.0	1.5				契約日の翌日	R8.9.30	
七飯	2126 は	人工林 下刈1回刈	トドマツ	7.82	3.44	筋刈	4.0	4.0	1.5				契約日の翌日	R8.9.30	
七飯	2127 ろ	人工林 下刈1回刈	トドマツ	4.00	1.76	全刈							契約日の翌日	R8.9.30	
七飯	2128 に	人工林 下刈1回刈	トドマツ	10.97	5.09	筋刈	2.0	6.0	1.5				契約日の翌日	R8.9.30	新仕様
七飯	2132 い	人工林 下刈1回刈	トドマツ	4.96	1.79	筋刈	3.0	2.0	1.5				契約日の翌日	R8.9.30	
七飯	2132 つ	人工林 下刈1回刈	トドマツ	0.30	0.09	筋刈	3.0	2.0	1.5				契約日の翌日	R8.9.30	
七飯	2133 い	人工林 下刈1回刈	ミズナラ	9.89	2.82	筋刈	3.0	2.0	1.5				契約日の翌日	R8.9.30	
七飯	2135 ち	人工林 下刈1回刈	トドマツ	1.47	0.60	全刈							契約日の翌日	R8.9.30	
七飯	2135 り	人工林 下刈1回刈	トドマツ	2.78	1.14	全刈							契約日の翌日	R8.9.30	
七飯	2136 ろ	人工林 下刈1回刈	カラマツ	3.43	1.11	全刈							契約日の翌日	R8.9.30	
七飯	2136 へ	人工林 下刈1回刈	カラマツ	2.20	0.89	全刈							契約日の翌日	R8.9.30	
七飯	2136 ち	人工林 下刈1回刈	カラマツ	3.93	1.88	全刈							契約日の翌日	R8.9.30	

事業内訳書

分収育林周囲刈払

8年度渡島署【森地区その3】保全整備造林第6号

担当区	歩道名	作業種別 (細分)	刈払 延長 (m)	作業仕様				作業期間年月日		備考
				刈幅	作設 (m)	立木伐倒 ha本数		から	まで	
駒ヶ岳	1171ろ2林小班	歩道修理	690	1.5m				契約日の翌日	R8.10.30	
駒ヶ岳	1172は林小班	歩道修理	1,270	1.5m				契約日の翌日	R8.10.30	
		駒ヶ岳 計	1,960							
合計			1,960							

事業内訳書

境界歩道修理(刈払)

8年度渡島署【森地区その3】保全整備造林第6号

担当区	歩道名	作業種別 (細分)	刈払 延長 (m)	作業仕様				作業期間年月日		備考
				刈幅				から	まで	
七飯	峠下線	歩道修理刈払	2,259	1.5m				契約日の翌日	R8.10.30	
		七飯計	2,259							
合計			2,259							

事業内訳書

作業道修理(刈払)

8年度渡島署【森地区その3】保全整備造林第6号

担当区	作業道名	作業種別 (細分)	刈払 延長 (m)	作業仕様				作業期間年月日		備考
				刈幅				から	まで	
落部	三岱No1作業道	作業道修理刈払	2,739	3.6m				契約日の翌日	R8.10.30	
		落部計	2,739							
駒ヶ岳	駒ヶ岳山麓1号	作業道修理刈払	2,770	3.6m				契約日の翌日	R8.10.30	
駒ヶ岳	精進川姫川	作業道修理刈払	2,140	3.6m				契約日の翌日	R8.10.30	
		駒ヶ岳計	4,910							
七飯	ハバキノ沢線	作業道修理刈払	2,430	3.6m				契約日の翌日	R8.10.30	
七飯	五郎兵衛沢線	作業道修理刈払	4,543	3.6m				契約日の翌日	R8.10.30	
七飯	七飯2号線	作業道修理刈払	2,175	3.6m				契約日の翌日	R8.10.30	
七飯	七飯3号線	作業道修理刈払	2,615	3.6m				契約日の翌日	R8.10.30	
七飯	七飯4号線	作業道修理刈払	2,120	3.6m				契約日の翌日	R8.10.30	
七飯	小沼線	作業道修理刈払	1,260	3.6m				契約日の翌日	R8.10.30	
七飯	落の沢線	作業道修理刈払	2,349	3.6m				契約日の翌日	R8.10.30	
		七飯計	17,492							
合計			25,141							

事業内訳書

野鼠防除

8年度渡島署【森地区その3】保全整備造林第6号

担当区	林小班	作業種別 (細分)	樹種	面積(ha)		数量 (kg)	作業仕様				作業期間年月日		備考
				区域	実行						から	まで	
森	1112 ろ	野鼠防除	カラマツ	4.00	1.84	0.37					契約日の翌日	R8.11.30	
森	1118 か	野鼠防除	カラマツ	9.40	2.99	0.60					契約日の翌日	R8.11.30	
		森計		13.40	4.83	0.97							
七飯	2136 ろ	野鼠防除	カラマツ	3.43	1.11	0.22					契約日の翌日	R8.11.30	
七飯	2136 へ	野鼠防除	カラマツ	2.20	0.89	0.18					契約日の翌日	R8.11.30	
七飯	2136 ち	野鼠防除	カラマツ	3.93	1.88	0.38					契約日の翌日	R8.11.30	
		七飯計		9.56	3.88	0.78							
合計				22.96	8.71	1.75							

設計図書について

入札公告及び北海道森林管理局ホームページに掲載している設計図書（造林事業請負標準仕様書、北海道森林管理局造林事業請負仕様書、図面）については、本事業の契約日現在に交付したものとします。